

令和5年神審第35号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月25日06時03分

和歌山県田辺港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 7.9 トン

登 録 長 13.14 メートル 4.94 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 404 キロワット 18 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、右舷側に操縦席、レーダー及び自動操舵装置、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和5年8月25日05時45分和歌山県芳養漁港を発し、田辺港南西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、0.3海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、操縦席に座った姿勢で操船に当たり、05時55分僅か過ぎ田辺沖ノ島灯台から041度（真方位、以下同じ。）1.25海里的の地点で、針路を208度に定めて自動操舵とし、9.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、定針したのち、田辺港から出航してきた漁船を左舷方に認め、同船と自船の針路が交差する状況であったので、その漁船の動静に気を向けながら続航した。

a受審人は、06時00分田辺沖ノ島灯台から060度980メートルの地点に達したとき、正船首870メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を東方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷方の漁船の動静に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行中、0 6 時 0 3 分田辺沖ノ島灯台から 1 2 3 度 5 3 0 メートルの地点において、A は、原針路、原速力のまま、その船首が B の左舷中央部に前方から 4 4 度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力 2 の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央部に操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側に魚群探知機一体型の G P S プロッターをそれぞれ備えた F R P 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、救命胴衣を着用し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備え、釣りの目的で、船首 0. 1 メートル船尾 0. 4 メートルの喫水をもって、同日 0 5 時 0 0 分芳養漁港を発し、田辺港西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、0 5 時 2 0 分頃目的の釣り場に到着し、0 5 時 3 0 分衝突地点付近で、水深約 3 0 メートルの海中に重さ約 1 0 キログラムの五爪錨を投じ、同錨に長さ約 1. 5 メートルのチェーンを介して接続した、直径 1 6 ミリメートル長さ 5 0 メートルの合成繊維製錨索を約 4 0 メートル伸出して、右舷船首部のたつに係止し、他の船舶が通常航行する水域であったものの、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま、船首を東方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b 受審人は、操舵区画の船尾側両舷に渡した敷板の左舷側に腰掛け、船尾方を向いて釣りを始め、0 6 時 0 0 分衝突地点で、船首が 0 7 2 度を向いていたとき、左舷船首 4 4 度 8 7 0 メートルのところに A を視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、錨泊中の自船を他船が避ける

ものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、注意喚起信号を行うことも、更に接近しても、錨索を緩め機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、06時03分僅か前機関音を聞き、左舷至近に迫ったAを初めて認め、衝突の危険を感じ、船首に移動し海に飛び込んだ直後、Bは、船首が072度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に擦過傷を生じ、のち修理され、Bは、左舷中央部に破口等を生じ、のち廃船処理され、b受審人が腰部挫傷等を負った。

（航法の適用）

本件は、田辺港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、田辺港西方沖合において、漁場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、田辺港西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、

前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷方の漁船の動静に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、田辺港西方沖合において、釣りのため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、錨泊中の自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月8日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治